

令和2年第3回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和2年9月1日（火曜日）午前9時07分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第3号 財政健全化判断比率等について
- 日程第5 第52号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
第53号議案 工事請負契約について（屋内プール構造部材補強工事）
- 日程第6 第54号議案 幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について
第55号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第56号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について
第57号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第58号議案 財産の取得について（GIGAスクールPC）
第59号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第5号）
第60号議案 令和2年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
第61号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第62号議案 令和2年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
認定第1号 令和元年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和元年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和元年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和元年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和元年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 令和元年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
認定第9号 令和元年度幸田町下水道事業会計決算認定について
- 日程第7 決算審査意見の報告
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君 2番 石 原 昇 君 3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君 5番 伊 澤 伸 一 君 6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君 8番 藤 江 徹 君 9番 足 立 初 雄 君
10番 杉 浦 あ き ら 君 11番 都 築 一 三 君 12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君 15番 丸 山 千 代 子 君 16番 稲 吉 照 夫 君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君 副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君 企 画 部 長 藪 田 芳 秀 君
参事（企業誘致担当） 夏 目 隆 志 君 総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君 住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健康福祉部長 林 保 克 君 環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
建 設 部 長 羽 根 洸 闘 志 君 教 育 部 長 吉 本 智 明 君
上 下 水 道 部 長 太 田 義 裕 君 消 防 長 都 築 幹 浩 君
監 査 委 員 山 下 力 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第3回幸田町議会定例会の開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

議員各位には公私ともに御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり報告案件1件、人事案件1件、契約案件1件、単行議案5件、令和2年度補正予算4件並びに令和元年度決算認定9件、合わせて21件の重要な案件が提出されております。議会といたしましては町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力をしたいと思うところであります。議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。

9月に入りましたが日中はまだまだ厳しい残暑が続いております。皆様にはくれぐれも御自愛いただきまして議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

お諮りします。

本日、議場において三河湾ネットワーク株式会社が取材で、議場内をカメラ撮影されます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定いたしました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆さん、おはようございます。

9月に入っても夏を思わせるような暑い日が続きまして涼風の待たれる今日この頃であります。本日ここに令和2年第3回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には何かと御多用の中早朝より御出席をいただき誠にありがとうございます。

また日頃より町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、報告議案1件、人事案件1件、単行議案6件、補正予算4件、そして決算認定9件、合わせて21件でございます。後ほど提案理由とその概要につきまして説明をさせていただきますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

また一般質問につきましては、8名の議員の皆様から御通告を頂いておりますが、いずれも今後の町政を進める上で重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め、誠意を持って対応いたします。よろしく願いいたします。

ここで御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の厳しい状況が続いております。愛知県においては先月の24日独自の緊急事態宣言が解除されておりますが、嚴重警戒が続いておりまして気を許せない状況であります。本町におきましても6例目の感染者が確認されたところがあります。8月28日安倍首相が辞任を表明したところがございますが、それと合わせて新たな新型コロナウイルス感染症対策として、検査拡充などの新たな取組方針が示されました。主な内容といたしましては、インフルエンザ流行期に向けて抗原検査を1日20万件程度に大幅拡充すること。重症者の治療に力をさけるよう無症状や軽症の人を入院勧告の対象から外すこと。2021年前半までに全国民に提供できる数量のワクチンを確保することでございます。現在国内の感染者は累計6万人を超えております。新型コロナウイルスは誰でも感染する可能性がありまして感染症をめぐっての差別や偏見があってはなりません。引き続き正しい知識の普及と感染症防止対策に手を尽くさなければならぬと考えております。

これから秋冬を迎えます。現在は第2波が落ち着き始めてはおりますが、第3波への備えを急ぐ必要がございます。この度の議会定例会におきまして、特に感染防止対策及び緊急経済対策のための補正予算を計上させていただきました。議員の皆様方におきましては極力不要不急など感染防止対策の徹底をしていただきまして御自愛いただきますようお願いを申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりまして私からの挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので発言をさせていただきます。

過日、定例会議案目録等とともに配付をさせていただきました令和元年度幸田町歳入歳出決算審査意見書につきまして、誤りがある旨、監査委員事務局から申出があり、本日お手元に正誤表を配付させていただきましたのでよろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達していますから、令和2年第3回幸田町議会定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時07分

○議長（稲吉照夫君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者及び監査委員は、お手元に印刷配付のとおりですから御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時07分

○議長（稲吉照夫君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を7番 廣野房男君、8番 藤江徹君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月28日までの28日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月28日までの28日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会期日程のとおりですから、御了承願います。

日程第 3

○議長（稲吉照夫君） 日程第 3、諸報告を行います。

例月出納検査 4 月分、5 月分、6 月分の 3 件、財政援助団体等監査 1 件であります。これはお手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情などは、お手元に印刷配付のとおり、陳情が 1 件であります。これは、会議規則第 9 2 条の規定により、陳情第 1 号を総務教育委員会に付託します。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第 4

○議長（稲吉照夫君） 日程第 4、報告第 3 号 財政健全化判断比率等について報告を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、報告第 3 号 財政健全化判断比率等についてでございます。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思ひます。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づきまして、監査委員の意見書を付して報告させていただくものでございます。

2 ページを御覧いただきたいと思ひます。

まず、1 の健全化判断比率の 4 つの指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては黒字となりましたので、数値は計上されませんでした。

次に、実質公債比率は、過去 3 年間の平均値であり、本年度は 2.9 %で、前年度対比 1.3 %の減となり、早期健全化基準の 25 %を下回っております。将来負担比率につきましては、将来負担額以上に積立基金等の充当可能財源がありますので、昨年同様、数値は計上されませんでした。

また、2 の公営企業の資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の 3 会計全てにおいて資金不足はありませんでしたので、数値は計上されませんでした。

この財政健全化判断比率等につきましては、数値が一つでも基準を上回りますと、財政健全化計画等の作成が義務付けられますが、本町は全て基準値以下でありました。

なお、各比率の明細につきましては、議案関係資料 1 ページから 4 ページを御覧いただきたいと思ひます。

以上、報告をさせていただきます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時 12 分

○議長（稲吉照夫君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

発言を許します。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） ありませんので、以上で報告第3号の質疑を打ち切ります。

再開 午前 9時13分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

これをもって、報告第3号を終わります。

日程第5

○議長（稲吉照夫君） 日程第5、第52号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、第53号議案 工事の請負契約について（屋内プール構造部材補強工事）の2件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、議案書5ページをお開きいただきたいと思います。

第52号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてであります。

議案関係資料は5ページから7ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、伊奈稔委員が令和2年12月31日で任期満了になることに伴いまして、その後任の委員を選任する必要があるからでございます。

6ページを御覧いただきたいと思います。

加藤晃氏、幸田町大字須美字菖蒲入37番地、昭和28年1月17日生まれ（67歳）を地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

任期は、令和3年1月1日から3年間であります。

加藤氏につきましては、昭和48年に就農され、現在も農業を営み、幸田町柑橘組合の組合長として地域農業を牽引しておられます。

また、平成30年度には、須美区の区長を務められました。

加藤氏は、地域での信望も厚く公正中立な判断ができ、長年の農業経営で培われた見識及び区長として蓄積された経験と幅広い知識は、納税者としての固定資産評価への信頼を確保する視点におきまして、適任者であると考えております。

次に、議案書7ページ及び8ページをお開きいただきたいと思います。

第53号議案 工事の請負契約について（屋内プール構造部材補強工事）であります。

議案関係資料は8ページから12ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、屋内プール構造部材補強工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書の8ページを御覧いただきたいと思います。

工事名は屋内プール構造部材補強工事で、工事場所は幸田町大字大草字丸山地内、工事の概要は、構造部材（ベースプレート・鉄骨梁）補強工一式、可動サッシレール更新工一式、屋内プール天井・壁塗装工一式、屋内プールサイド改修工一式、外装谷樋改修工一式であります。

契約金額は1億3,420万円、契約方法は、10社による指名競争入札を7月22日に実施し、契約の相手方は、刈谷市築地町5丁目17-5、佐々木建設株式会社代表取締役 佐々木晴久であります。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願ひいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

それでは、第52号議案の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） ありませんので、以上で、第52号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第53号議案の質疑を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 入札参加の公平性と町内業者の育成の観点から御質問します。

この補強工事は、町民会館ができた平成8年に同時にできたと思うんですけども、このプールを造られた業者はどこでしたでしょうか。入札に参加しておりますか、お尋ねします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） プールに関しましては、鴻池組が造ったということでありまして、今回、入札のほうには参加をいただいているということでございます。応札もいただいております。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。

佐々木建設とは1,400万円差で落札できなかったんですけども、この次に各社別の受注回数や工事名、金額を公開できるでしょうか、お尋ねします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 確かに入札に関します結果については公表している部分がございますので、そういったものの中において、これまでの入札の中におきまして、どの事業者が落札してきたのかということについての御報告はできるかというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。それでは、公開できるということでございます。

また、令和2年度の町内業者の落札実績について、工事名、受注回数、金額等も公開できるでしょうか、お尋ねします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） もちろん入札の結果によりまして、契約額ですとか落札事業者というものは明確になっているところでありますので、そういったものの中におきまして、それが町内業者なのか、町外なのかというのも併せまして、御報告をすることはできるかというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） それでは、質問させていただきます。

この町民プールは、天井落下の問題であります。金属の腐食が原因であったということでございます。この問題を今後繰り返さないように、この補強工事の中身に再発防止策が盛り込まれているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員に御質問いただきました、町民プールの今回の天井落下事故における今後の工事内容についてでございます。

町民プールで発生いたしました天井部材の落下につきましては、プールの消毒に使用する塩素による長年の腐食によるものが原因でございました。また、この状態を把握するための長年点検等の適切な維持管理が行われていなかったことも一部原因があると考えております。御指摘のように、同じ轍は二度と踏まないように肝に銘じているところでございます。今回、補強工事におきまして、腐食している部分をそぎ落とし、補強、再塗装などの工事を行います。御指摘のように、20年後に同じ問題を繰り返さないように対策することといたしましては、今回の調査、設計の中で建築物の腐食を確認する点検、こういった部分で、法令に定めはございませんが、今回のことを受けて、数年おきに適切に点検等を行うなり、今回のような大規模なものを行うなり、再発防止に努めてまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 分かりました。今後は定期点検をしっかりと確実に実施していただく仕組みを作っていただいて、安全安心を確保していただきたいと思います。

それから、もう一つ質問をさせていただきたいのですが、この補強工事の先ほど説明した内容で工事概要に構造部材補強工一式とございます。この構造部材の補強にコンクリートでしっかりと固めるというような、そういった工事をされると聞いておりますが、こういった部材の工事は構造部材の変更になるわけでございます。そうすると当然ながら耐震性というのが変わってくると思います。このように構造部材をがっちり固めますと、設計にもよると思いますが、例えば応力集中というようなことなどが起こりま

して、かえって耐震性の低下を招くようなことも考えられます。今回の工事内容で耐震性の確保について構造計算等で確認されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 耐震性の問題についてのお尋ねでございます。

今回、御指摘のように、構造部材に対する補強工事ということで、鉄骨梁、ベースプレート等の工事が含まれております。今回の補強工事を設計するに当たり、建設当時の山下設計に発注したわけですが、建築物の部材と構造部材の腐食状況詳細を確認すると同時に、建設当初の構造計算参考資料を基に、調査による部材の腐食による減肉等を考慮し再計算をしております。それにより改修が必要か否か、そういった判断で今回設計をしておりますので、必要な部分について補強をし耐震性を確保するようなそういった工事でございますので、業者に確認しておりますが、御質問いただきました耐震性については確保されていると私どもは認識しております。

○議長（稲吉照夫君） 3番都築君。

○3番（都築幸夫君） 了解いたしました。このような天井落下の問題について十分反省していただいて、今後、町民プールの運営について反映していただきまして、町民が安全安心で利用できるようなよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 御指摘のように、町民の安全安心が第一でございます。今後、二度とこういったことのないように努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（稲吉照夫君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第53号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております第52号議案、第53号議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、第52号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第52号議案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、第53号議案 工事の請負契約について(屋内プール構造部材補強工事)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第53号議案は、原案どおり可決されました。

日程第6

○議長(稲吉照夫君) 日程第6、第54号議案から認定議案第9号までの18件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

初めに、第54号議案から第58号議案までの説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) それでは、単行議案第54号議案から第58号議案までの5件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

第54号議案 幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてであります。

議案関係資料は13ページから16ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、任期付職員制度の導入に伴い、必要があるからであります。

まず任期付職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定によりまして、5年以内の任期を定めて本格的業務、これは任期の定めのない正規の職員と同様の職務であります。この職務に従事する職員でございます。本条例の制定につきましては、この任期を定めた職員の採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めるものであります。したがって、本条例の

定めのない内容につきましては、別段の定めがない限り、任期の定めのない正規の職員に適用される法令等の規定を受けるものでございます。この任期付職員には、フルタイム勤務の特定任期付職員と特定任期付職員以外の任期付職員、そして任期付短時間勤務職員の3つの職の区分がございます。特定任期付職員につきましては、条例第2条第1項において、高度の専門的な知識経験等を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に採用できることとしており、任期につきましては5年以内となっております。また、フルタイム勤務の特定任期付職員以外の任期付職員につきましては、同条第2項において、専門的な知識経験等を有する者を、その必要期間、任期は5年以内であります。この期間において採用できる職員と、第3条において、一定期間内に終了が見込まれたり、一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に、その期間従事させる職員、例えば育休代替職員などの職員、と規定しております。さらに、任期付短時間勤務職員については、第4条において、公務の能率的運営を確保するために必要である場合や介護休暇や育児休業における部分休業により正規の職員が不足する場合に、任期を定めて採用することができる旨を規定しております。これらの任期は3年以内となっております。そして、第5条におきまして、第3条及び第4条で採用される3年以内の任期であります任期付職員につきましては、5年以内まで延期できることを規定しております。さらに、第6条におきましては、5年以内の任期の任期付職員につきましては、5年を超えない範囲で再度任期を更新することができ、3年以内の任期の任期付職員につきましては、3年を超えない範囲で再度任期を更新できる規定を設けております。また、給与につきましては、特定任期付職員は、第7条第1項から第5項、そして第8条第1項及び第2項の規定により、給料、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、特定任期付職員業績手当、退職手当を支給することとしております。なお、給料額につきましては、第7条第1項の給料表を適用することとしております。

続いて、フルタイム勤務の特定任期付職員以外の任期付職員の給与につきましては、正規の職員と同じ給料表を適用し、各種手当につきましても正規の職員と同様の手当を支給することとしており、第7条第7項におきまして、有資格者等特別な場合の号給の決定、昇格の号給数の決定についても規定しております。

さらに、任期付短時間勤務職員の給与につきましても、正規の職員の給料表を適用することとしておりますが、第7条第6項によりまして、その勤務時間に応じた給料月額を支給するよう規定しており、フルタイムの任期付職員の場合と同様に、第7条第7項におきまして、有資格者等特別な場合の号給の決定、昇格の号給数の決定について規定を設けております。各種手当につきましては、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当を支給することとしております。

この条例制定に伴いまして、附則として、幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び幸田町職員の育児休業等に関する条例に、この任期付職員の条例の規定を入れ

るための一部改正を行っております。

施行期日につきましては、令和3年4月1日であります。

なお、任期付職員の採用に関し、必要な手続、その他の行為を行うことにつきましては、公布の日から施行となっております。

続きまして、議案書の15ページをお開きいただきたいと思っております。

第55号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、17ページ及び18ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態の対処について、防疫作業手当を支給することに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、改正後の条例の附則におきまして、第2項及び第3項として、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の特例を新設するものであります。附則第2項におきまして、町の職員が新型コロナウイルス感染症から町民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、町長の定めるものに従事した場合に支給する旨を規定し、附則第3項におきましては、作業1日につき3,000円の防疫作業手当を支給することとしております。ただし、新型コロナウイルス感染症患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業や長時間にわたり接する作業、そしてこれらの作業に準ずると町長が定める作業につきましては、1日につき4,000円の防疫作業手当を支給することと規定しております。

施行期日は、公布の日としておりますが、本条例による改正後の規定は、令和2年4月1日から適用することとしております。

続きまして、議案書の17ページをお開きいただきたいと思っております。

第56号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、19ページから25ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、移転料等の導入、その他旅費の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要といたしましては、まず、第2条におきまして、あらためて主な用語の意義を定義しております。そして、第3条におきましても、あらためて旅費支給の原則を明文化しております。また、第4条第3項及び第5条におきましては、旅行命令等の変更及び取消し並びにこれらに伴う手続に関して、あらためて明文化しております。さらには、第6条第1項及び第12条におきまして、新たに「移転料」「着後手当」「扶養親族移転料」を旅費に導入することとしております。

「移転料」につきましては、派遣など赴任に伴う住所等の移転に係る家財道具の移転費用等を賄うために国家公務員と同様に支給するものを旅費に規定したものであります。これまでは、引っ越しの運送業者と委託契約を結び、引っ越し代として運送業者へ支払っていましたが、施行後は移転料として旅費支給することとなります。国家公務員や県職員、そして近隣の自治体においても「移転料」を導入しているところであり、旅費の額としましては、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じて、町長が定める

こととしており、実質は引っ越し運送経費を支給することとなります。

「着後手当」につきましては、派遣など赴任に伴い、新しい居住地に職員が到着した後の生活に必要な諸雑費として、国家公務員と同様に支給する旅費であります。主な旅費の額としましては、「移転料」同様、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じて、町長が定めることとしており、同法においては、日当の5日分及び宿泊料の5夜分と規定しております。

そして、「扶養親族移転料」につきましては、職員の派遣など赴任に伴い、扶養親族が職員と一緒に新しい居住地に移転される場合に、国家公務員と同様に支給する旅費であります。主な旅費の額としましては、「移転料」「着後手当」と同様に、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じて、町長が定めることとしており、同法においては、6歳未満、6歳以上12歳未満、12歳以上の区分で、それぞれ移転交通手段ごとに、職員の支給額の全額又は2分の1の額と規定し、日当、宿泊料、食卓料、着後手当も、その年齢区分ごとに、職員に支給する額の3分の1又は3分の2の額とすると規定されております。

また、第6条第2項から第11項において、今回導入する移転料、着後手当、扶養親族移転料とともに、これまで規定されていなかった旅費の種類ごとの定義を新たに設置いたしました。また、第8条第3項では、出張又は赴任の旅行中に、退職、免職、失職、休職、死亡となった場合の旅費日数の計算について、国家公務員と同様の計算方法とすることを明文化いたしました。

そして、第10条におきましては、鉄道賃について、その運行距離により、急行料金及び座席指定料金を支給することとしております。さらに、第16条におきまして、国家公務員に適用される旅費の調整規定に準じて、不当に実費を超えた旅費や通常必要としない旅費を支給することとなる時は、その超えた部分の旅費や必要としない部分の旅費を支給しないことや、規定上の旅費では、やむを得ない理由等により旅費に不足を生じる場合は、町長に協議して、その分の旅費を支給することができる、といった旅費の調整規定を整理しております。そのほか、字句及び条項の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、令和3年4月1日であります。

続きまして、議案書23ページをお開きください。

第57号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。議案関係資料につきましては、26ページ及び27ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、任期付職員制度の導入に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、任期付短時間勤務職員への扶養、住居、退職手当の支給について適用を除外し、併せて幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を準用するための追加の改正であります。

施行期日につきましては、令和3年4月1日であります。

続きまして、議案書25ページ及び26ページをお開きいただきたいと思っております。

第58号議案 財産の取得についてであります。議案関係資料は、28ページから3

1 ページでありますので、併せて御覧ください。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、G I G AスクールP Cの取得に伴い、必要があるからであります。

議案書の26ページを御覧いただきたいと思えます。

物品の概要は、タブレットP C 1,680台であります。

納入場所は幸田町地内で、契約金額は1億3,739万円、契約の方法は、8社による指名競争入札を7月28日に実施し、契約の相手方は、豊橋市内張町5番地の2、有限会社東京理科器、取締役 生崎浩であります。

以上、単行議案の説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時56分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第59号議案から認定議案第9号までの説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 補正予算関係につきまして、説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧いただきたいと思えます。

補正予算関係につきましては、第59号議案から第62号議案までの4件でございます。

まず初めに、第59号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。また、議案関係資料は、32ページ及び33ページから39ページでありまして、新型コロナウイルス感染症に関連するものにつきましては、※で表示しておりますので、併せて御覧ください。

第1条「歳入歳出予算の補正」であります。歳入歳出それぞれ4億4,299万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億519万7,000円とするものでございます。

それでは、主な補正内容を説明いたします。

まず歳入につきまして、補正予算説明書8ページを御覧ください。

55款国庫支出金10項国庫負担金につきましては、低所得者の介護保険料の軽減に伴う国庫負担分が当初の見込みを上回りましたので、低所得者保険料軽減負担金を追加するものであります。

15項国庫補助金につきましては、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用の実現に向けたシステム改修に対する補助金として、社会保障・税番号システム整備

費総務省分補助金を新規計上するものであります。また、特別定額給付金やマイナポイント事業の開始によるマイナンバーカード発行業務の増加等に伴いまして、個人番号カード交付事業費補助金を追加するものであります。また、保育所等における新型コロナウイルス感染症対策備品等に対する補助として、保育対策総合支援事業費補助金を追加するものであります。また、国が推進する「GIGAスクール構想」の早期実現に向けた、1人1台端末の整備に要する補助金として、国の第2次補正予算に計上されました、公立学校情報機器整備費補助金を追加するものであります。

60款県支出金につきましては、国庫支出金と同様に、低所得者の介護保険料の軽減に伴う県負担分が当初の見込みを上回りましたので、低所得者保険料軽減負担金を追加するものであります。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を一般財源として追加いたしまして、一般会計の収支全体を調整するものであります。

80款繰越金につきましては、令和元年度決算の確定に伴いまして、前年度繰越金を追加するものであります。

続きまして歳出につきまして説明をいたします。

10ページを御覧ください。

まずは、各款にわたりまして、職員の人件費の補正をお願いしておりますが、その主な内容といたしましては、人事異動等によるものでございます。詳細につきましては、20ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

それでは、15款総務費、10項総務管理費につきましては、庁舎維持管理事業におきまして、役場庁舎における新型コロナウイルス感染症対策として、空間除菌脱臭機2台の購入費を新規計上するものであります。次世代産業創出事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により宅配需要が高まりを見せている状況におきまして、宅配事業者と利用者の接触の機会を減らし感染リスクの低減を図ることを目的といたしまして、宅配ボックス設置費補助金を新規計上するものであります。三ヶ根まちづくり推進事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により三ヶ根駅エリア内の歴史的施設等への訪問者が減少する中で、少しずつ回復させるため、スタンプラリー事業を実施するものとし、必要な予算を計上するものであります。参加者の中から抽選による賞品代、参加記念品や施設・飲食店等利用割引券等の通信運搬費、スタンプ用紙の配布・回収用ポスト作製委託料及び施設・飲食店等の利用割引負担金をそれぞれ新規計上するものであります。

20項戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍住民基本台帳一般事業におきまして、先に歳入で御説明をいたしました国外転出者によるマイナンバーカード等の利用の実現に向けたシステム改修に要する経費といたしまして、国の仕様の確定等によりまして、戸籍附票システム改修業務委託料を減額し、住民基本台帳システム改修業務委託料につきましては、新規計上するものでございます。同様に、歳入で御説明をいたしました、個人番号カード交付事業費補助金の追加に伴いまして、マイナンバーカードの作成・郵送等に係る費用として、個人番号通知書・個人番号カード関連事務交付金を追加するも

のであります。

12ページを御覧いただきたいと思います。

20款民生費10項社会福祉費につきましては、障害者福祉事業におきまして、前年度の国及び県からの障害者自立支援給付費負担金の額が確定し、当初見込額以上の返還が必要になりましたので、国及び県への返還金を追加するものであります。老人生きがい対策事業におきましては、六栗ゲートボール場のテント上屋の損傷が著しく、現状のまま使用することは危険であり、また、修復も困難であることが確認されましたので、危険回避のための撤去に要する工事費を新規計上するものであります。後期高齢者医療事業におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、75歳以上の高齢者の方を対象にマスク50枚を配布するため、マスク購入費、郵送料及び封入封緘作業委託料をそれぞれ新規計上するものであります。介護保険事業におきましては、低所得者の介護保険料の軽減に伴う国・県及び町の負担分としまして、介護保険特別会計繰出金を追加するものであります。高齢者生きがいセンター運営事業におきましては、現在、借地をしております高齢者生きがいセンターの土地の一部につきまして、土地の取得に向けて、地権者の方との合意が得られましたので、用地購入費を新規計上するものであります。地域活動支援センター管理運営事業におきましては、来年1月の開設に向けて建設が進められておりますショートステイ施設におきまして、開設後に必要となる事務用備品等の購入費を追加するものであります。

14ページを御覧いただきたいと思います。

15項児童福祉費につきましては、認定こども園等支援事業におきまして、先に歳入で御説明をいたしました、保育所等における新型コロナウイルス感染症対策備品等に対する補助として、保育対策総合支援事業費補助金を新規計上するものであります。また、緊急事態宣言下におきましても、感染のリスクの中で業務に従事した児童福祉施設等の職員に対する応援金を新規計上するものであります。保育園管理一般事業におきましても、新型コロナウイルス感染症対策備品等に対する補助を活用いたしまして、町立保育園における空気清浄機等購入費を新規計上するものであります。

次に、25款衛生費につきましては、保健衛生総務一般事業におきまして、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が生じている藤田医科大学岡崎医療センターに対する支援金を新規計上するものでございます。救急医療対策事業におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、公共施設における手指消毒等のためのアルコール消毒液購入費を新規計上するものであります。保健センター管理運営事業におきましては、先に説明をいたしました庁舎維持管理事業と同様に、保健センターにおける新型コロナウイルス感染症対策として、空間除菌脱臭機1台の購入費を新規計上するものであります。

16ページを御覧いただきたいと思います。

40款商工費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、国の第2次補正予算に計上されました、家賃支援給付金の受給対象事業者に対しまして、町独自給付分として、1事業者に対し10万円を上乗せ支援することといたしまして、小規模店舗等家賃支援補助金を新規計上するものでございます。

18ページを御覧いただきたいと思います。

55款教育費15項小学校費につきましては、小学校管理一般事業におきまして、学校給食において発生する使用済み牛乳パックの洗浄作業等につきまして、昨年度までは児童自身が実施をしていたものでありますが、新型コロナウイルス感染症対策として、業者への委託料を新規計上するものであります。また、先に歳入において説明をいたしました、GIGAスクール構想の早期実現に向けた1人1台端末の整備事業といたしまして、小学校1年から4年生までの児童のタブレット型パソコン購入費を追加するものであります。また、今後予定されています小学6年生の修学旅行が新型コロナウイルス感染症の影響によりまして中止となった場合の保護者へのキャンセル料補助金を新規計上するものであります。同様に、20項中学校費につきましても、牛乳パック等収集運搬処理業務委託料、中学校2・3年生の生徒のタブレット型パソコン購入費及び修学旅行キャンセル料補助金をそれぞれ追加又は新規計上するものでございます。

次に、70款諸支出金につきましては、土地取得特別会計における前年度繰越金の確定に伴い、土地取得特別会計への繰出金を減額するものであります。

以上が、令和2年度幸田町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

続きまして、第60号議案 令和2年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の21ページをお開きください。議案関係資料につきましては、32ページ及び40ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

今回の補正は歳入のみであり、歳入歳出の予算総額には変更はございません。

補正予算説明書24ページを御覧ください。

補正の内容といたしましては、前年度繰越金を追加し、一般会計からの繰入金を同額減額するものであります。

続きまして、第61号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

補正予算書27ページをお開きください。また、議案関係資料につきましては、32ページ及び41ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

今回の補正は歳入のみでありまして、歳入歳出の予算総額に変更はありません。

補正予算説明書30ページを御覧ください。

補正の内容といたしましては、前年度繰越金を減額し、財政調整基金からの繰入金を同額追加するものでございます。

続きまして、第62号議案 令和2年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書33ページをお開きください。また、議案関係資料につきましては、32ページ及び42ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ1,907万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,335万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、補正予算説明書の40ページを御覧いただきたいと思います。

介護保険料につきましては、低所得者を対象に保険料の軽減を図ることにより減額し、

繰入金につきましては、低所得者保険料軽減負担金繰入金を追加し、介護給付費準備基金からの繰入金を減額するものであります。また、前年度繰越金の確定により繰越金を追加するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書の42ページを御覧いただきたいと思ひます。

諸支出金につきましては、国庫支出金等過年度分の精算返還金を追加するものであります。

以上、補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第1号から認定第9号までの決算認定につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により本議会の認定に付すものでございます。

一般会計から順次説明申し上げます。

別冊の令和元年度各会計決算書及び令和元年度決算に係る主要な施策の成果の説明書を御覧いただきたいと思ひます。

まず、認定第1号 令和元年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。詳細につきましては、決算書及び主要な施策の成果の説明書のとおりであります。

決算書176ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思ひます。

歳入総額188億6,894万4,000円、歳出総額179億8,978万円、歳入歳出差引額8億7,916万4,000円となりました。

令和元年度につきましては、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源が1億8,704万円ありましたので、実質収支額につきましては6億9,212万4,000円となりました。

それでは、決算の概要につきまして説明をさせていただきます。

初めに歳入であります。決算書の18ページから71ページ及び主要な施策の成果の説明書の21ページからを御覧いただきたいと思ひます。

令和元年度の税込総額は86億6,320万4,000円で、前年度比97.7%、2億646万4,000円の減収となりました。

決算書18ページからを御覧いただきたいと思ひます。

10款町税につきましては、個人町民税は、給与所得者の納税義務者数の増加によりまして、前年度比102.5%、6,626万8,000円の増収となり、法人町民税は、主に大手自動車関連企業が減益となったことによりまして、前年度比54.1%、4億9,083万7,000円の減収となり、町民税全体では33億1,847万4,000円で、前年度比88.7%、4億2,456万9,000円の減収となりました。

固定資産税につきましては、土地分については地目変更により、家屋分については新増築の増加によりまして、また、償却資産分につきましては、大手企業の設備投資の増加によりまして、それぞれ増収となり、交付金を含む固定資産税全体では、46億6,521万5,000円で、前年度比104.5%、2億290万5,000円の増収となりました。

そのほか、軽自動車税、たばこ税、入湯税及び都市計画税につきましては、いずれも増収となり、総額6億7,951万5,000円、前年度比1,520万円の増収となり

ました。

22ページからを御覧いただきたいと思います。

15款地方譲与税につきましては、森林環境譲与税が新たに交付されることになりまして、前年度比101.6%の229万8,000円の増となりました。

20款利子割交付金から、28ページの33款地方特例交付金までの各種交付金につきましては、地方特例交付金として、本年度に限り、幼児教育・保育の無償化に伴う、子ども・子育て支援臨時交付金が交付されましたことなどによりまして、総額11億2,019万7,000円、前年度比1億2,801万3,000円の増となりました。

28ページを御覧いただきたいと思います。

35款地方交付税につきましては、全額が特別交付税であり、普通交付税に算定されない特別な財政需要に対するものとして、946万3,000円が交付されました。

30ページからを御覧いただきたいと思います。

40款交通安全対策特別交付金につきましては、498万5,000円で、前年度比99.1%、ほぼ前年度並みとなりました。

45款分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金が主なものでありますが、1億4,756万円で、前年度比61.0%、9,424万4,000円の減となりました。主な要因といたしましては、幼児教育・保育の無償化に伴う、保育料保護者負担金の減であります。

50款使用料及び手数料につきましては、公共駐車場使用料、町営住宅使用料、一般廃棄物処理手数料等が主なものでありまして、2億5,097万4,000円で、前年度比98.2%、448万8,000円の減となりました。

36ページからを御覧いただきたいと思います。

55款国庫支出金につきましては、14億2,829万6,000円で、前年度比122.3%、2億6,042万2,000円の増となりました。主な要因といたしましては、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、子育てのための施設等利用給付交付金、プレミアム付商品券事業費補助金の皆増等でございます。

40ページからを御覧いただきたいと思います。

60款県支出金につきましては、8億4,681万8,000円で、前年度比107.5%、5,913万6,000円の増となりました。主な要因といたしましては、認定こども園等施設型給付費負担金の増、幼児教育・保育無償化導入支援事業費補助金及び私立幼稚園授業料等軽減補助金の皆増等であります。

50ページからを御覧いただきたいと思います。

65款財産収入につきましては、963万3,000円で、前年度比37.2%、1,622万9,000円の減となりました。主な要因といたしましては、大規模な不動産の売払いがなかったためであります。

52ページからを御覧いただきたいと思います。

70款寄附金につきましては、38億5,464万8,000円で、前年度比175.7%、16億6,021万6,000円の増となりました。主な要因といたしましては、ふるさと納税による寄附金の増であります。

54ページからを御覧いただきたいと思います。

75款繰入金につきましては、6億円で、前年度の7,000円に対し、大幅な増となりました。これは、藤田医科大学岡崎医療センター建設負担金の財源として、医療施設等整備基金を取り崩し、繰入れを行ったものであります。

56ページからを御覧いただきたいと思います。

80款繰越金につきましては、11億2,110万3,000円で、前年度比150.0%、3億7,393万1,000円の増となりました。

85款諸収入につきましては、預託回収金、保育所及び小中学校の給食費実費徴収金などのほかのどの費目にも属さない収入金でありまして、5億3,433万9,000円、前年度比100.8%で、ほぼ前年度並みとなりました。

68ページからを御覧いただきたいと思います。

90款町債につきましては、1億3,200万円で、県営たん水防除事業、道路改築事業、橋梁改修事業、北部中学校整備事業及び消防用自動車整備事業において起債を行ったものであります。

次に、歳出につきまして、主なものを説明させていただきます。

歳出につきましては、その概要を性質別に説明させていただきたいと思いますので、主要な施策の成果の説明書の14ページ及び15ページをお開きいただきたいと思ます。

まず、性質別の義務的経費ではありますが、人件費は全体で31億34万1,000円で、ほぼ前年度並みとなりました。

扶助費につきましては、23億3,895万6,000円で、前年度比105.2%、1億1,601万6,000円の増となりました。主な要因といたしましては、認定こども園等に対する施設型・地域型保育給付費、障害福祉サービス費等負担金の増であります。

公債費につきましては、6億7,955万8,000円で、前年度比84.2%、1億2,799万円の減となりました。主な要因といたしましては、平成20年度の減収補てん債の償還が終了したからであります。

次に、物件費につきましては、43億2,849万5,000円で、前年度比129.8%、9億9,468万2,000円の増となりました。主な要因といたしましては、ふるさと納税の返礼等に要する経費の増であります。

次に、維持補修費につきましては、3億6,363万1,000円で、前年度比86.5%、5,661万3,000円の減となりました。主な要因といたしましては、役場庁舎等の維持補修の減であります。

次に、補助費等につきましては、17億8,604万円で、ほぼ前年度並みとなりました。

次に、積立金につきましては、7億6,950万3,000円で、前年度比166.4%、3億696万9,000円の増となりました。主な要因といたしましては、財政調整基金及び教育施設整備基金への積立ての増であります。

次に、普通建設事業につきましては、33億5,004万3,000円で、前年度比2

28.5%、18億8,412万1,000円の増となりました。

主なものといたしましては、補助事業分では、小中学校における空調設備設置工事、豊坂小学校校舎増築工事、北部中学校校外用地整備工事等であります。また、単独事業分では、藤田医科大学岡崎医療センター建設負担金、社会福祉施設等用地購入費、岡崎市一般廃棄物中間処理施設建設費負担金等であります。また、小学校校内LAN環境整備事業で1億3,200万円、中学校校内LAN環境整備事業で6,600万円、武道場吊天井改修事業で5,896万円を、令和2年度へ繰越明許いたしました。

最後に、財政指標につきまして、説明いたします。主要な施策の成果の説明書の18ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、単年度の財政力指数であります。分子であります基準財政収入額の増加によりまして、1.20から1.23となり、0.03ポイントの上昇となりました。

経常収支比率につきましては、85.2%から85.8%とほぼ前年度並みとなりました。

実質公債費比率につきましては、4.2%から2.9%となり、1.3%低下いたしました。これは、分子である地方債の元利償還金が減少したことによるものであります。

以上、一般会計の決算概要であります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

続きまして、特別会計について順次説明をまいります。

認定第2号 令和元年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書196ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思っております。

歳入総額2,138万8,000円、歳出総額70万1,000円、歳入歳出差引額2,068万7,000円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は2,068万7,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の179ページから195ページ、及び主要な施策の成果の説明書の125ページからを御覧いただきたいと思っております。

歳入につきましては、前年度からの繰越金が主なものでございまして、本年度は、前年度と同様に土地売払い収入がなかったため、前年度比100.1%で、ほぼ前年度並みとなりました。

歳出につきましては、前年度と同様に、公共事業用地の先行取得がなく、保有地の管理委託料と基金から生じた利子の繰出金が主なものでございまして、前年度比108.2%で、ほぼ前年度並みとなりました。

次に、認定第3号 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書238ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思っております。

歳入総額31億7,259万5,000円、歳出総額31億6,938万5,000円で、歳入歳出差引額321万円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は321万円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の199ページから237ページ、及び主要な施策の成果の説明書の137ページからを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、被保険者数の減少等による国民健康保険税の減、県支出金の増、繰越金の減などによりまして、歳入総額で前年度比97.0%、9,834万1,000円の減となりました。

歳出につきましては、保険給付費、高額療養費等の増に対し、基金積立金等の減によりまして、歳出総額で前年度比96.9%、9,973万4,000円の減となりました。

次に、認定第4号 令和元年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書264ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

歳入総額4億1,927万5,000円、歳出総額4億1,904万2,000円で、歳入歳出差引額23万3,000円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は23万3,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の241ページから263ページ、及び主要な施策の成果の説明書の153ページからを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、加入者の増加によります保険料の増などによりまして、歳入総額で、前年度比103.8%、1,516万4,000円の増となりました。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増などによりまして、歳出総額で、前年度比103.8%、1,515万7,000円の増となりました。

次に、認定第5号 令和元年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書308ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

歳入総額19億6,673万7,000円、歳出総額19億4,112万8,000円、歳入歳出差引額2,560万9,000円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は2,560万9,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の267ページから307ページ、及び主要な施策の成果の説明書の161ページからを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、第1号被保険者の増加によります、第1号被保険者保険料、国県支出金及び社会保険診療報酬支払基金交付金等の増によりまして、歳入総額で前年度比105.3%、9,921万9,000円の増となりました。

歳出につきましては、介護保険サービス利用者による介護給付費等の増によりまして、歳出総額で、前年度比105.2%、9,511万2,000円の増となりました。

次に、認定第6号 令和元年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書330ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

歳入総額2億2,310万1,000円、歳出総額2億1,954万1,000円、歳入

歳出差引額 356 万円となりました。これは、繰越明許による翌年度へ繰り越すべき財源となるものでありますので、実質収支額につきましては 0 円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の 311 ページから 329 ページ、及び主要な施策の成果の説明書の 177 ページからを御覧いただきたいと思えます。

歳入につきましては、歳出の増加による一般会計繰入金が増によりまして、歳入総額で、前年度比 111.1%、2,234 万 7,000 円の増となりました。

歳出につきましては、実施設計業務に係る事業費の増によりまして、歳出総額で、前年度比 109.4%、1,878 万 7,000 円の増となりました。

次に、認定第 7 号 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書 354 ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思えます。

歳入総額 3 億 5,212 万 8,000 円、歳出総額 3 億 5,212 万 8,000 円、歳入歳出差引額 0 円となり、実質収支額につきましても 0 円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の 333 ページから 353 ページ、及び主要な施策の成果の説明書の 185 ページからを御覧いただきたいと思えます。

歳入につきましては、歳入総額で、前年度比 99.5%、190 万 9,000 円の減となりました。

歳出につきましては、処理場の維持修繕を始めとした集落排水維持管理費の増などによりまして、歳出総額で、前年度比 102.1%、711 万 2,000 円の増となりました。

次に、認定第 8 号 令和元年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について説明をいたします。

決算書の 367 ページから 409 ページ、及び主要な施策の成果の説明書の 213 ページからを御覧いただきたいと思えます。

収益的収支につきましては、税込みで事業収益が 8 億 5,414 万 9,000 円に対し、事業費用が 7 億 269 万 9,000 円でありました。その結果、収支差引は 1 億 5,145 万円となりました。なお、損益計算上の当年度純利益につきましては、税抜きで 1 億 3,444 万 3,000 円となり、未処分利益剰余金は 1 億 9,338 万 7,000 円となりました。

この利益処分につきましては、剰余金処分計算書（案）にお示しましたとおり、未処分利益剰余金から 1 億 1,921 万 4,000 円を資本金に組み入れ、2,400 万円を建設改良積立金に積み立て、5,017 万 3,000 円の残高につきましては、翌年度へ繰り越す予定をしております。

次に、資本的収支につきましては、工事負担金等の収入に対し、施設の更新整備などの建設改良費を支出した結果、収支差引は税込みで 1 億 9,433 万円の不足となりましたので、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

最後に、認定第9号 令和元年度幸田町下水道事業会計決算認定について説明をいたします。

決算書の413ページから459ページ、及び主要な施策の成果の説明書の227ページからを御覧いただきたいと思ます。

収益的収支につきましては、税込みで事業収益は6億8,277万3,000円に対し、事業費用は6億4,992万5,000円でありました。その結果、収支差引は3,284万8,000円となりました。なお、損益計算上の当年度純利益は、税抜きで2,651万円となりました。

本年度、公営企業会計に移行しておりまして、前年度繰越利益剰余金やその他未処分利益剰余金変動額はありませので、当年度未処分利益剰余金も同額であります。

この利益につきましては、翌年度繰越利益剰余金として繰り越す予定としておりますので、議会の議決による処分類は計上しておりませ。

次に、資本的収支につきましては、他会計出資金や補助金などの収入に対しまして、建設改良費、企業債償還金などを支出した結果、税込みでの収支差引9,784万4,000円の不足となりましたので、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上が、令和2年第3回幸田町議会定例会に提案いたします単行議案5件、補正予算4件、決算認定9件につきまして提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、全議案、御可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第7

○議長（稲吉照夫君） 日程第7、決算審査意見の報告を行います。

山下力代表監査委員から、決算審査意見の御報告をお願いします。

山下監査委員。

〔監査委員 山下 力君 登壇〕

○監査委員（山下 力君） 御指名でございますので、御報告をさせていただきます。

去る7月22日から8月6日までの実質7日間にわたり実施しました、令和元年度の決算審査の結果について申し上げます。

令和元年度幸田町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況、並びに水道事業、下水道事業会計決算の審査に当たっては、町長から提出された決算書、決算に関する附属書類、証書類及び各課等から提出された資料等を照合し、併せて関係職員の説明を求めるとともに、定期監査、例月出納検査等における監査指摘事項措置状況通知書も参考とし、係数の正確性、事務処理の整理、予算執行上の適否等について審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書等はいずれも関係法令等に準拠して作成されており、その係数は正確であり、予算の執行はおおむね適正であると認めら

れました。審査の総括的意見といたしましては、お手元に配付させていただきました決算審査意見書の26ページから29ページ、第6 むすびに記載させていただいておりますので、御覧いただきたいと存じます。なお、本報告につきましては、第6 むすび記載の主要項目の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

第6 むすび、令和元年度幸田町一般会計、各特別会計、基金運用状況、水道事業及び下水道事業会計の決算審査の概要は前述のとおりであり、ここに総括的な意見を付して本審査のむすびとする。

令和元年度の一般会計と特別会計の総決算額は、歳入250億2,417万円、歳出240億9,170万円で、前年度と比較し歳入が21億9,927万円、歳出が25億1,215万円増加している。

一般会計の歳入は、総額188億6,894万円で、前年度と比較して28億1,716万円の増加となっている。

町税の収納状況は、収入済額が前年度比2億646万円減の86億6,320万円、不能欠損額513万円、収入未済額1億4,489万円で、収納率は98.3%である。収入済額に関しては、個人町民税や固定資産税が増収であったが、法人町民税が大幅な減収であったため、町税全体では減収となった。

なお、滞納繰越分については、前年度と比較し増収となっており、滞納者に対し、今後も継続的な取組が必要と考える。

また、町税以外の歳入で増加したのは、寄附金、繰入金などであり、特にふるさと寄附金を主とした寄附金については、前年度と比較し16億6,022万円と大幅に増加している。

一般会計の歳出についてみると、総額179億8,978万円であり、前年度と比較し30億5,910万円の増加となっている。

増加した主な費目は、小中学校工事関係などの教育費、ふるさと寄附関連の委託費、パスポート申請関係などの総務費であった。

次に、6つの特別会計の歳入総額は61億5,522万円、歳出総額は61億192万円で、前年度と比較し歳入歳出共に減少したが、これは、下水道事業が令和元年度から公営企業会計へ移行したことによるものである。

特別会計につきましては、特に気がついた点についてのみ話させていただきます。

国民健康保険特別会計においては、前年度と比較し歳入が9,834万円、歳出が9,973万円それぞれ減少となっている。被保険者数は7,240人で前年度より199人減少している。また、国民健康保険税の収納状況は、収入済額が7億6,592万円で、収納率は80.6%と前年度より少し上向いている。今後も、利用者一人一人の生活状況等を把握し、適切な対応により、収納率の向上に努められたい。

介護保険特別会計は、賦課人数が8,912人で前年度より144人増加し、歳入が9,922万円、歳出が9,511万円それぞれ増加している。介護保険料の収納状況についてみると、収入済額が4億8,075万円、収納率は98.9%である。今後も介護予防事業を効果的に進め、増加傾向にある保険給付費等の抑制に努められたい。

農業集落排水事業特別会計についてみると、前年度に比べ、各処理場の維持管理費が

増加したが、農業集落排水の一部下水道への接続が進められる中、維持管理費等の経費の節減に努められたい。

次に、公営企業会計の水道事業会計についてみると、給水人口は、前年度比308人増の4万2,362人、年間配水量は1.0%減の492万2,584立方メートル、年間有収水量は1.1%減の446万89立方メートルであった。有収率は90.6%であり、前年度比0.1ポイント低下している。将来的な水の安定的な供給に向け、耐震対策・ライフライン機能の強化を進めるとともに、有収率向上のために漏水調査や修繕等を計画的に実施していくよう努められたい。

下水道事業会計については、国の公営企業会計適用への推進を受け、令和元年度から公営企業会計へ移行した。処理区域内人口は、前年度比355人増の3万639人、年間処理水量は2.1%増の275万1,957立方メートル、年間有収水量は0.3%増の273万6,796立方メートルであった。また、収益的収支についてみると、総収支比率は104.2%、純利益は2,651万円となっている。農業集落排水区域における一部区域の公共下水道への接続に関する事業が進められているが、今後、多額の工事費が見込まれるので、しっかりとした計画の下、安定した経営に努める必要がある。

主要な財政指標については、単年度財政力指数が1.23と前年度比0.03ポイントの増、公債費負担比率は5.2%で前年度比1.5ポイントの減、実質収支比率は7.1%で前年度比0.4ポイントの減となっている。経常収支比率は85.8%とやや高めの水準を推移しているが、自主財源比率は寄附金等の増収により80.1%となり、前年度比0.4ポイント上昇した。今後、財政力強化のためにも、自主財源の増強、財源の有効活用の徹底を基本とし、経費の節減と事業の効率化に努められたい。

以上を総括すると、令和元年度決算は、町税については個人町民税及び固定資産税が増えたものの、法人町民税が減り、町税全体としては減収となった。一方、ふるさと寄附金の大幅な増収があり、全体としては前年度を上回る歳入を確保することができた。財政指標の健全化比率等については、健全な数値と判断することができたが、歳入におけるふるさと寄附金には不確実な面がある。また、歳出においても、社会保障関係経費、新規事業に係る経費、公共施設の維持補修及び更新など増加要因も多く、予断を許さない行財政運営が続くものと思われる。今後も計画的かつ健全な行財政運営を念頭に、事務事業の必要性、効率性、有効性に視点を置きながら、「適正な公金の支出と事務処理」に心がけ、住民から求められているものは何かを意識し、より良い行政サービスをより効率的に提供できるよう、なお一層職務に精励されることを望むものである。

令和2年8月6日

幸田町監査委員 山下 力

幸田町監査委員 杉浦あきら

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

〔監査委員 山下 力君 登壇降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いします。

本日は、これにて散会といたします。
次回は、9月7日（月曜日）午前9時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします
します。

散会 午前10時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和2年9月1日

議 長

議 員

議 員